

令和2年6月5日

各団体代表・指導者 様

熊谷剣道連盟

会長 狩野清志

「対人稽古自粛のお願い」の解除について

日ごろより熊谷剣道連盟の事業のつきましては、御理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全日本剣道連盟が、6月4日付で「稽古再開に向けた観戦拡大予防ガイドライン」を公表し、6月10日をもって「対人稽古自粛のお願い」を解除することとしました。

埼玉県剣道連盟も6月4日加盟団体・事務局長あてに、加盟団体役員、指導者及び関係者各位に周知するようお願い文章が届きました。

つきましては、関係団体等において対人稽古を再開する場合は、本ガイドラインを遵守した上で、地域や稽古場所の特性、参加者の状況等（特に小学生、中学生）に十分配慮して実施するようお願いいたします。

熊谷剣道連盟稽古参加者へ

下記を確認、遵守し稽古に参加してください。

- 1 稽古前に検温を行い、発熱がある場合は、稽古しない。
(発熱がなくても、喉、咽頭痛がある場合も稽古しない)
- 2 稽古前に、手洗い、うがい、アルコールによる手指の除菌を行う。
- 3 稽古の都度、記帳（氏名、連絡先等）を行う。
- 4 着替えは自宅で行う、又は更衣室を交代で使用する等、更衣室の密集を避ける。
- 5 飛沫の飛散防止等の対策を行う。
- 6 床の清掃、除菌を行う。
- 7 以下の条件に該当する者は稽古に参加しない。
 - (1) 体調がよくない場合
 - (2) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (3) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - (4) 所属団体の会員以外の者（当面）